

【資料編】

- 策定の経過等
- 懇談会開催状況
- 地域懇談会、戦略会議での主な提言
- 地域懇談会開催団体・長野県指定希少野生動植物保護活動団体
主要活動マップ
- 長野県環境審議会への諮問
- 長野県環境審議会からの答申
- 審議会委員・策定委員
- 生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）要旨
- 生物多様性基本法概要
- 愛知ターゲット仮訳
- 参考データ
- 用語集

● 策定の経過等

1 策定の経過

開催日	区分	主題
H22.04.22	環境審議会	戦略策定について諮問
H22.05.27	第1回生物多様性長野県戦略策定委員会	生物多様性長野県戦略(仮称)の策定について
H22.11.02	第1回庁内調整会議 (長野県庁の各部局間での生物多様性に関する施策などを調整)	生物多様性長野県戦略(仮称)の策定について検討
H22.11.10	第2回生物多様性長野県戦略策定委員会	生物多様性長野県戦略(仮称)構成案について検討
H22.11.19	環境審議会	生物多様性長野県戦略(仮称)の策定状況について (中間報告)
H23.02.17	第2回庁内調整会議	生物多様性長野県戦略(仮称)構成について検討 (経過報告)
H23.04.23	第3回生物多様性長野県戦略策定委員会	生物多様性長野県戦略(仮称)骨子案について検討
H23.05.17	環境審議会	生物多様性長野県戦略(仮称)骨子案について検討 (中間報告)
H23.06.23	第3回庁内調整会議	生物多様性長野県戦略(仮称)素案について検討
H23.08.05	第4回庁内調整会議	生物多様性長野県戦略(仮称)素案について検討
H23.08.20	第4回生物多様性長野県戦略策定委員会	生物多様性長野県戦略(仮称)素案について検討
H23.11.22	環境審議会	生物多様性長野県戦略(仮称)案について (中間報告)
H23.12.21	第5回生物多様性長野県戦略策定委員会	生物多様性長野県戦略(仮称)案について検討
H24.01.24	環境審議会 答申	生物多様性ながの県戦略 答申
H24.02.10	戦略 決定	

2 県民等の意見の募集

開催日	区分	内容
H22.07.25～ H23.03.16	生物多様性地域懇談会	県内各種活動団体、市町村等と意見交換(全32回、70団体、計853名出席)
H23.04.23	第1回信州生物多様性戦略会議	生物多様性長野県戦略(仮称)骨子案について検討
H23.07.15～ H23.08.14	第1回県民意見募集	生物多様性長野県戦略(仮称)骨子案等について (7件)
H23.08.20	第2回信州生物多様性戦略会議	生物多様性長野県戦略(仮称)素案について検討
H23.11.16～ H23.12.15	第2回県民意見募集	生物多様性長野県戦略(仮称)案について(11件)

3 参考URL

区分	URL
長野県環境審議会	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kansei/shingikai/index.htm
生物多様性長野県戦略策定委員会	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/hogo/biodiviin/indexiin2.html
信州生物多様性戦略会議	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/hogo/biodivsen/index.htm
生物多様性地域懇談会	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/hogo/biodivcon/index.htm
第1回県民意見募集結果	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/hogo/biodivpc/ikenkekka.htm
第2回県民意見募集結果	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/hogo/biodivpc2/ikenkekka2.htm

● 生物多様性地域懇談会開催状況

開催日	団体名	懇談会の主な内容
H22.07.25	日本自然保護協会 自然観察指導員長野県連絡会	生物多様性地域懇談会 事前懇談会 生物多様性地域懇談会の開催に向けて
H22.10.27	ひとむしたんぼの会	水田が持つ生物多様性保全の可能性
H22.10.30	信州発ボランティア・地域活動 フォーラム in SAKU 分会	「いきものしらべ」から見える信州の自然
H22.11.15	ゴマシジミ保護活動	ゴマシジミの保護について
H22.11.17	長野県自然保護レンジャー 自然観察インストラクター北信地域 会員	レンジャー、インストラクター活動課題
H22.11.21	信州大学 自然環境診断マイスター	第1セッション： 高山帯・森林・奥山 第2セッション： 里山・田園・農地 第3セッション： 草原・湿地 第4セッション： 河川・湖沼・都市部 第5セッション： 地域戦略全体
H22.11.27	長野県有機農業研究会 一般参加の皆様	野生肉料理教室&討論会 「生命のつながりを考える～ 獣害問題と生物多様性」
H22.12.15	上高地ネイチャーガイド協議会	上高地及び長野県の生物多様性の 保全について
H22.12.18	茅野ミヤマシロチョウの会	ミヤマシロチョウの保全活動について
H22.12.19	信州ビオトープ研究会	市街地や里地における生物多様性の向上
H23.1.7	県レンジャーインストラクター、 豊かな環境づくり松本地域会議会員 合同	生物多様性について
H23.1.17	伊那市役所	伊那市の生物多様性の保全活動に向けて
H23.1.17	ひとが集いにぎわうまちづくり懇談会	辰野町の生物多様性の保全に向けた取組
H23.1.18	信州大学農学部	長野県の生物多様性について
H23.1.22	はなのき友の会、 飯島理想の森プロジェクト、 野口の森里山づくりの会、 南信州植物・植生調査会 合同	里山における生物多様性保全について 赤石山脈、木曾山脈の植生への ニホンジカ食害対策について ほか
H23.2.6	森倶楽部 21 信州ツキノワグマ研究会 水と緑の会 溪流保護ネットワーク	里山と川の保全について
H23.2.9	長野県自然保護連盟	生物多様性と自然保護

開催日	団体名	懇談会の主な内容
H23.2.11	NPO 法人生物多様性研究所あーすわーむ, 軽井沢サクラソウ会議, 浅間山系ミヤマシロチョウの会, NPO 法人やまぼうし自然学校, NPO 法人浅間山麓国際自然学校, 北御牧のオオルリシジミを守る会, 染屋の森の会, 東信自然史研究会 ほか	各団体の活動課題について
H23.2.11	NPO 法人 みどりの市民	外来生物と生物多様性
H23.2.12	安曇野環境市民 ネットワーク・フォーラム 2011	生物多様性意見交換会
H23.2.17	県レンジャーインストラクター 佐久	生物多様性について
H23.2.19	特定非営利活動法人 ラポーザ 木島平村教育委員会 野鳥の会長野支部	農村文明と生物多様性のつながり 希少猛禽類サシバの生息環境から見る 農村風景
H23.2.19	ながの環境パートナーシップ会議	長野市の生物多様性の保全に向けた取組
H23.2.25	茅野市 市民の森を創る会	生物多様性について
H23.2.26	松本むしの会	長野県の昆虫の生息状況について 生物多様性への考察
H23.3.1	県レンジャーインストラクター 大北地域	生物多様性について
H23.3.1	筑波大学菅平高原実験センター	生物多様性について
H23.3.6	希少昆虫 A 保護・研究活動検討会	希少昆虫 A の保護・研究活動について
H23.3.6	希少昆虫 B 保護・研究活動検討会	希少昆虫 B の保護・研究活動について
H23.3.9	ふう太の里山倶楽部設立準備会 NPO 法人ラポーザ 自然を愛する会	里山の活性化について
H23.3.12	県希少野生動植物保護監視員	生物多様性について
H23.3.16	信州環境技術ネットワーク	生物多様性について

● 生物多様性地域懇談会、信州生物多様性戦略会議での活動団体、県民の皆様から頂いた主な提言

- ・ 県民に生物多様性に関心を持ってもらうことが重要
- ・ 様々な立場の人が意見を交換できる機会や場が必要
- ・ 市民活動に対する支援を増やしてほしい
- ・ オーバーユースで環境破壊が進む場所では、入山規制やガイド同行の義務が必要
- ・ 野生動植物の不法採取に対する罰則の厳重化が必要
- ・ 希少種だけでなく生態系全体を見据えた対策を
- ・ レッドデータブックの策定時から激減している種がいるため早急に改訂すべき
- ・ 草原の維持など、まずはモデルケースとして成功事例を見せるべき
- ・ 間伐材の利用に対する補助の強化が必要
- ・ 森林税による助成を生物多様性に拡大できないか
- ・ 生態系としての水田の重要性を認識すべき
- ・ ニホンジカが急激に増えている。対策が必要
- ・ 外来種は危険度の順位付けをしての対策が必要
- ・ 外来種への認識の低さが一番の問題であるため、啓発活動が必要
- ・ 国内移入の外来種の問題には、誰にでも判る簡単なルール作りが必要
- ・ 温暖化の影響評価については、市民によるモニタリング調査が有効、普及啓発にもなる
- ・ 身近な生物・自然とのふれあいなど、体験することが重要
- ・ 子供だけでなく大人への教育も平行して行うべき
- ・ 戦略の中で、長野県としていつごろの時代を目指すのかなどゴールを定めてほしい
- ・ 戦略策定後や各事業の終了後には評価・検証を行うべき



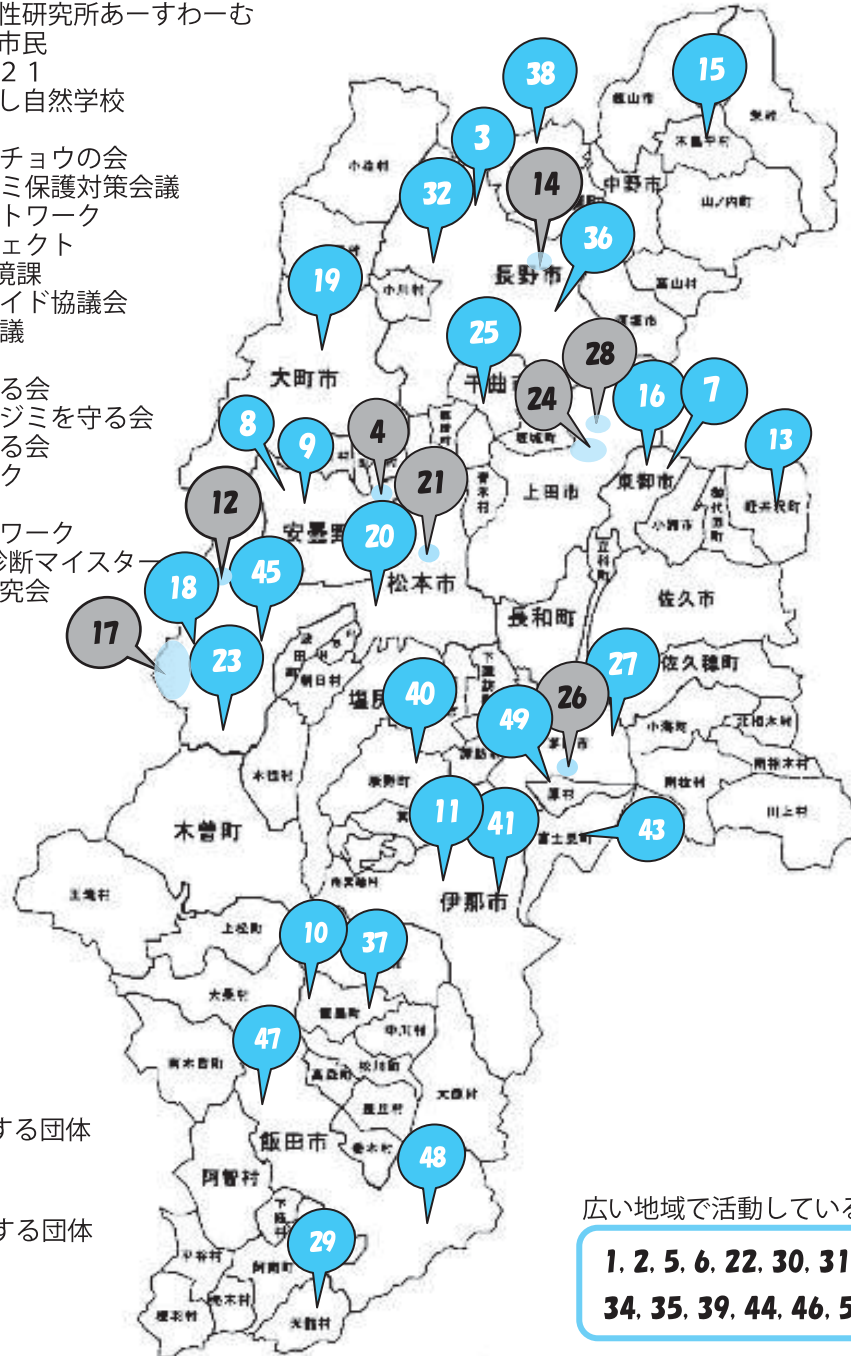
【詳細は長野県ホームページをご覧ください】



生物多様性地域懇談会：<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/hogo/biodivcon/index.htm>

信州生物多様性戦略会議：<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/hogo/biodivsen/index.htm>

● 地域懇談会開催団体・長野県指定希少野生動植物保護活動団体 主要活動マップ（順不同）

- 1 NPO 法人 浅間山麗国際自然学校
- 2 NPO 法人 生物多様性研究所あーすわーむ
- 3 NPO 法人 みどりの市民
- 4 NPO 法人 森倶楽部21
- 5 NPO 法人 やまぼうし自然学校
- 6 NPO 法人 ラポーザ
- 7 浅間山系ミヤマシロチョウの会
- 8 安曇野オオルリシジミ保護対策会議
- 9 安曇野環境市民ネットワーク
- 10 飯島理想の森プロジェクト
- 11 伊那市役所 生活環境課
- 12 上高地ネイチャーガイド協議会
- 13 軽井沢サクラソウ会議
- 14 環境保全研究所
- 15 木島平村自然を愛する会
- 16 北御牧のオオルリシジミを守る会
- 17 クビワコウモリを守る会
- 18 溪流保護ネットワーク
- 19 市立大町山岳博物館
- 20 信州環境技術ネットワーク
- 21 信州大学 自然環境診断マイスター
- 22 信州ツキノワグマ研究会
- 23 信州ビオトープの会
- 24 染屋の森の会



-  各市町村で活動する団体
-  特定地域で活動する団体

広い地域で活動している団体

- 1. 2. 5. 6. 22. 30. 31. 33.
34. 35. 39. 44. 46. 50**

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 25 千曲市生物多様性保全協議会 26 茅野市 市民の森を創る会 27 茅野ミヤマシロチョウの会 28 筑波大学菅平高原実験センター 29 天龍みどりの少年団 30 東信自然史研究会 31 長野イヌワシ研究会 32 ながの環境パートナーシップ会議 33 長野県自然保護連盟 34 長野県有機農業研究会 35 自然観察指導員長野県連絡会 36 日本野鳥の会 長野支部 37 野口の森里山づくりの会 | <ol style="list-style-type: none"> 38 野尻湖水草復元研究会 39 はなのき友の会 40 ひとが集い、にぎわうまちづくり懇談会 41 ひと・むし・たんぼの会 42 ふう太の里山倶楽部設立準備会 43 富士見町アツモリソウ再生会議 44 松本むしの会 45 水と緑の会 46 南信州植物・植生調査会 47 南信州・希少野生植物保護対策会議 48 ヤシャイノデ保全の会 49 八ヶ岳・原村ミヤマシロチョウの会 50 長野県自然保護レンジャー・自然観察インストラクター・希少野生動植物保護監視員 |
|---|---|

● 長野県環境審議会への諮問

22自保第23号

平成22年(2010年)4月22日

長野県環境審議会

会長 藤縄 克之 様

長野県知事 村井 仁

生物多様性地域戦略の策定について（諮問）

標記について、生物多様性基本法第13条第1項の規定による生物多様性地域戦略を策定したいので、同法第11条4項の規定に準じ、貴審議会の意見を求めます。

【諮問の趣旨】

人類共通の資産である生物の多様性を確保し、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向け、平成20年6月に生物多様性基本法が施行されました。

同法では、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため基本的な計画を定めるよううたわれております。

今般、同法第13条第1項の規定に基づき長野県の生物多様性地域戦略を策定するため、これに関し、貴審議会の意見を求めます。

● 長野県環境審議会からの答申

平成24年(2012年)2月6日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県環境審議会

会長 藤縄 克之

生物多様性ながの県戦略の策定について（答申）

平成22年4月22日付け22自保第23号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

● 審議会委員・専門委員

1 長野県環境審議会委員(50音順、敬称略)

	氏名	職名等	備考
会長	藤縄 克之	信州大学工学部教授	
会長代理	茅野 實	(社)長野県環境保全協会会長	
委員	飯田 哲也	おひさまエネルギーファンド(株)代表取締役	H22.11 から
	泉山 茂之	信州大学農学部教授	H22.11 から
	太田 和夫	公募委員(NPO 法人等関係)	H22.11 から
	小口 利幸	塩尻市市長	(県市長会)、H23.4 まで
	亀山 章	東京農工大学名誉教授	
	川妻 干将	長野大学非常勤講師	H22.8 まで
	久保田 勝士	高山村長	(県町村会)、H22.11~H23.7
	栗田 たか子	環境カウンセラー	
	小松 富昭	公募委員(一般)	H22.11 から
	菅谷 昭	松本市長	(県市長会)、H23.5 から
	高木 直樹	信州大学工学部教授	H22.8 まで
	高山 宏一	JA 長野中央会地域農政部長	H22.11 から
	土屋 龍一郎	(株)ツチャ・エンタプライズ代表取締役社長	H22.11 から
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部専任講師	
	中堀 謙二	信州大学農学部講師	H22.8 まで
	中村 浩志	信州大学教育学部教授	H22.8 まで
	中村 寛志	信州大学農学部教授	H22.11 から
	中村 義幸	公募委員(知的障害者授産施設生活支援スタッフ)	H22.8 まで
	羽田 健一郎	長和町長	(県町村会)、H23.7 から
	花里 孝幸	信州大学山岳科学総合研究所教授	H22.8 まで
	林 和弘	飯伊森林組合代表理事組合長	
	日置 勇二	日置電機(株)取締役会長	H22.8 まで
	平澤 和人	公募委員(NPO 法人等関係)	H22.11 から
平林 公男	信州大学繊維学部教授	H22.11 から	
藤原 忠彦	川上村長	(県町村会)、H22.8 まで	
藤本 人寿	JA 長野中央会総合役員室室長	H22.8 まで	
守屋 やす子	セイコーエプソン(株)地球環境推進部(環境担当)主事		
特別委員	小池 幸男	国土交通省北陸地方整備局企画部長	
	城土 裕	林野庁中部森林管理局長	
	野田 徹	国土交通省中部地方整備局企画部長	
	安田 直人	環境省長野自然環境事務所長	

2 生物多様性長野県戦略策定委員(50音順、敬称略)

氏名	職名等	備考
小川 文昭	ひと・むし・たんぼの会代表 こだわり農業実践農家	
大窪 久美子	信州大学農学部 教授	
加々美 貴代	NPO 法人やまぼうし自然学校代表理事	
東城 幸治	信州大学理学部助教	
中村 寛志	信州大学農学部教授、 県版レッドデータブック作成委員(昆虫類全般)	座長
平島 安人	セイコーエプソン(株) CS 品質保証・環境推進部 主査	
福江 佑子	NPO 法人生物多様性研究所あーすわーむ	
藤田 卓	財団法人日本自然保護協会	
井上 隆裕	林野庁中部森林管理局計画部指導普及課長	
大塚 孝一	長野県環境保全研究所自然環境部長	
瀬下 明久	環境省中部地方環境事務所 長野自然環境事務所野生生物企画官	

● 「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」 要旨（資料：環境省ホームページ）

本条約は、前文、本文 42 か条、末文及び 2 つの附属書から成っており、その主たる規定は、次のとおり。

(1) 第 1 条 目的

「この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。」

(2) 第 6 条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること」を行う。

(3) 第 7 条 特定及び監視

締約国は、「生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定」し、また、そのように「特定される生物の多様性の構成要素を監視する」。

(4) 第 8 条 生息域内保全

締約国は、「(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること」を行う。

締約国は、「(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること」を行う。

締約国は、「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」を行う。

締約国は、「(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること」を行う。

(5) 第 9 条 生息域外保全

締約国は、「(a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること」を行う。

(6) 第 14 条 影響の評価及び悪影響の最小化

締約国は、「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続きを導入」する。

「締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。」

(7) 第 15 条 遺伝資源の取得の機会

「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」

「締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」

「遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする」。「締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源

の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため」、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」。

(8) 第 16 条 技術の取得の機会及び移転

締約国は、開発途上国に対し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術」の取得の機会の提供及び移転について、公正で最も有利な条件で行い、又はより円滑なものにする。

「特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う」。

(9) 第 18 条 技術上及び科学上の協力

「締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する」。

また、「締約国会議は、第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報交換の仕組み (a clearing-house mechanism) を確立する方法について決定する」。

(10) 第 19 条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。」

(11) 第 20 条 資金

「先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する」。

(12) 第 21 条 資金供与の制度

「この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるもの」とする (There shall be a mechanism for ~)。

(13) 第 22 条 他の国際条約との関係

「この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。」

(14) 第 39 条 資金供与に関する暫定措置

国際連合開発計画 (UNDP)、国際連合環境計画 (UNEP) 及び国際復興開発銀行 (IBRD=世界銀行 (World Bank)) の地球環境ファシリティ (GEF) は、締約国会議が第 21 条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

- 生物多様性基本法の概要（資料：環境省ホームページ）

生物多様性基本法の概要

平成20年6月6日法律第58号

前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携



責 務

国の責務、地方公共団体の責務 : 基本原則にのっとりた施策の実施等
 事業者の責務、国民及び民間団体の責務 : 基本原則にのっとりた活動等に努める

年次報告

白書の作成（運用上は、環境白書・循環型社会白書と統合）

生物多様性戦略

国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

ビジョン(展望)

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション(使命)

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

A	各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。
1	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。
2	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。
3	遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
4	遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
B	生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。
5	2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
6	2020 年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。
7	2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
8	2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
9	2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。
10	2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

C	生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。
11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。
12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。
13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

D	生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。
14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
16	2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

E	参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。
17	2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
18	2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。
19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。
20	少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

平成22年10月 第10回 生物多様性条約締約国会議（COP10）にて採択
 原文（英語）については、生物多様性条約ホームページ（<http://www.cbd.int/sp/targets/>）を参照

● 参考データ

1 生物多様性の認知度（内閣府による「環境問題に関する世論調査」）

(1) 調査の概要

1. 調査目的

環境問題に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2. 調査項目

- (1) 循環型社会に関する意識について
- (2) 自然共生社会に関する意識について

3. 関係省庁

環境省

4. 調査対象

- (1) 母集団全国 20 歳以上の者
- (2) 標本数 3,000 人
- (3) 抽出方法層化 2 段無作為抽出法

5. 調査時期

平成 21 年 6 月 4 日～ 6 月 14 日

6. 調査方法

調査員による個別面接聴取法

7. 調査実施機関

社団法人 中央調査社

8. 回収結果

- (1) 有効回収数（率）1,919 人（64.0%）
- (2) 調査不能数（率）1,081 人（36.0%）

－不能内訳－

転居 117 長期不在 86 一時不在 343

住所不明 34 拒否 434 その他 67

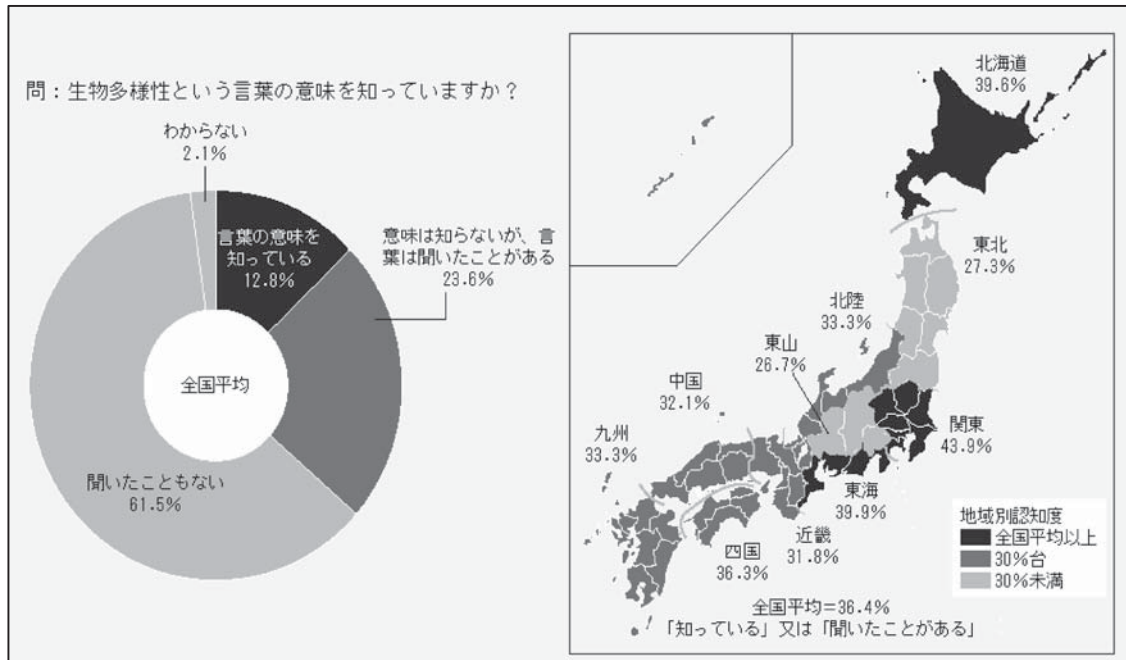
(病気など)

9. 性・年齢別回収結果

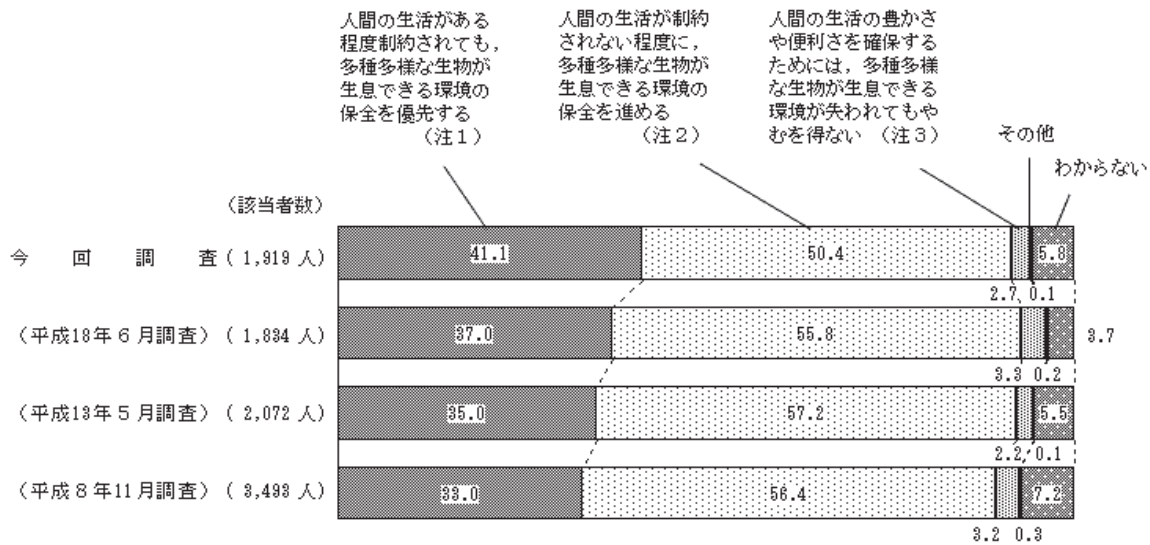
性・年齢		標本数	回収数	回収率	性・年齢		標本数	回収数	回収率
				%					%
男 性	20～29歳	193	74	38.3	女 性	20～29歳	162	75	46.3
	30～39歳	266	148	55.6		30～39歳	257	157	61.1
	40～49歳	229	128	55.9		40～49歳	232	168	72.4
	50～59歳	252	169	67.1		50～59歳	249	181	72.7
	60～69歳	296	214	72.3		60～69歳	312	249	79.8
	70歳以上	236	153	64.8		70歳以上	316	203	64.2
計		1,472	886	60.2	計		1,528	1,033	67.6

(2) 調査結果

【「生物多様性」という言葉の認知度】



【生物多様性の保全のための取組に対する意識】



(資料：内閣府「環境問題に関する世論調査」、出典：環境省)

2 県内の動植物の状況

(1) 長野県版レッドデータブック掲載種数

■維管束植物

(単位：種、%)

種別等 カテゴリー	シダ 植物	種子植物		計	環境省 RDB 掲載種
		裸子 植物	被子 植物		
絶滅 (EX)	2	0	29	31	17
野生絶滅 (EW)	0	0	0	0	0
絶滅危惧種計	72	8	679	759	301
絶滅危惧IA類 (CR)	23	3	254	280	129
絶滅危惧IB類 (EN)	37	0	187	224	72
絶滅危惧II類 (VU)	9	3	124	136	52
準絶滅危惧 (NT)	3	2	114	119	48
情報不足 (DD)	7	1	50	67	18
地域個体群 (LP)	0	0	0	0	0
希少雑種 (RH)	36	1	98	135	1
計	117	10	865	992	337
県産在来自生種	312	34	2,633	2,979	
絶滅危惧種/県産在来自生種	23.1	23.5	25.8	25.5	

■脊椎動物

(単位：種、%)

種別等 カテゴリー	哺乳 類	鳥 類	爬虫 類	両生 類	魚 類	計	環境省 RDB 掲載種
絶滅 (EX)	3	2			1	6	6
野生絶滅 (EW)					3	3	
絶滅危惧IA類 (CR)	2	6		3	2	13	9
絶滅危惧I類IB類 (EN)	2	6			2	10	9
絶滅危惧II類 (VU)	4	17	1	1	2	25	10
準絶滅危惧 (NT)	8	15		3	7	33	9
情報不足 (DD)	2	4	3	1		10	3
小計	21	50	4	8	17	100	46
地域個体群 (LP)	1	2			1	4	1
留意種 (N)	4	6		1		11	4
総計	26	58	4	9	18	115	51
県内で記録のある種*	49	303	13	20	32	417	
絶滅危惧種の割合** (%)	32.7	14.5	7.7	35.0	40.6	19.4	

*：長野県内に生息する種類については、魚類は「長野県魚貝図鑑」(信濃毎日新聞社)、両生類・爬虫類・哺乳類は「日本産野生生物目録」(環境庁編)、鳥類は「長野県鳥類目録3」(日本野鳥の会長野支部)を参照した。

**：絶滅危惧IA類種、絶滅危惧IB類種、絶滅危惧II類種、準絶滅危惧種が県内で記録のある種に占める割合

■無脊椎動物

(単位：種)

種別等 カテゴリー	昆虫類	クモ類	貝類	ウズムシ類	カイメン類	計	環境省 レッド リスト 掲載種
絶滅 (EX)	4					4	3
野生絶滅 (EW)							
絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	41	2	11	1	1	56	24
絶滅危惧Ⅰ類 (チョウ類)	IA類 (CR)	3	—	—	—	3	3
	IB類 (EN)	7	—	—	—	7	7
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	126	1	9			136	17
準絶滅危惧 (NT)	120	2	5			127	26
情報不足 (DD)	37	3				40	2
小計	338	8	25	1	1	373	82
地域個体群 (LP)	3					3	
留意種 (N)	29		1			30	11
総計	370	8	26	1	1	406	93

■非維管束植物

(単位：種)

種別等 カテゴリー	蘚苔類	藻類	地衣類	菌類	計	環境省 RDB 掲載種
絶滅 (EX)	0	1	0	0	1	1
野生絶滅 (EW)	0	2	0	0	2	1
絶滅危惧 (CR+EN+VU)	80	11	32	3	126	81
準絶滅危惧 (NT)	4	0	36	24	64	5
情報不足 (DD)	3	0	14	68	85	0
計	87	14	82	95	278	88

■植物群落

群落種別	* 評価	小 計	評価基準 / (評価得点) 別群落数**											
			保護対策の緊急性			保護管理状態			特異性・分布特性			群落の希少性		
			(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
単一群落	Aランク	12	0	3	9	0	6	6	0	6	6	0	6	6
	Bランク	48	15	30	3	9	34	5	4	36	8	2	36	10
	Cランク	9	4	5	0	3	6	0	5	4	0	6	3	0
群落複合	Aランク	12	0	11	1	0	3	9	0	0	12	0	1	11
	Bランク	10	5	5	0	0	10	0	0	5	5	0	5	5
	Cランク	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0
計		92												

*：評価は評価得点の高い方からランク付け。

**：(1)～(3)はそれぞれ評価基準をランク付け。

(出典：平成22年版長野県環境白書、長野県版レッドデータブックより作成)

(2) 「長野県版レッドデータブック」における主なカテゴリー区分

- ① 絶滅 (EX)・・・長野県内において絶滅したと考えられる種。
- ② 野生絶滅 (EW)・・・飼育・栽培下でのみ存続している種。
- ③ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)・・・長野県内において絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
- ④ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU)・・・長野県内において絶滅の危険が増大している種。
- ⑤ 準絶滅危惧 (NT)・・・長野県内において存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
- ⑥ 情報不足 (DD)・・・長野県内において評価するだけの情報が不足している種。
- ⑦ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)・・・長野県内において地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
- ⑧ 留意種・・・絶滅危惧の対象種ではないが、特殊な事情を有するため、留意すべき種。

(3) 県天然記念物数

(平成22年2月22日現在)

県	天 然 記 念 物	104件
内	植 物	62件
	湿 原	3件
	動 物	20件
訳	化 石	11件
	地 質・ 鉱 物	8件

(出典：平成22年版長野県環境白書、長野県文化財目録より作成)

(4) 長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物

(平成 23 年 11 月 1 日現在)

指定希少野生動植物 72 種類

捕獲等をする場合、あらかじめ知事に届出が必要となります。

維管束植物 (38種)

ウラシマソウ エンビセンノウ オキナグサ カザグルマ カヤラン
キバナアツモリソウ キリガミネアサヒラン クモイコザクラ コアツモリソウ コイワザクラ
サギソウ サクラソウ ササユリ サワラン シライトソウ
シラネアオイ シラヒゲソウ センジョウデンダ タヌキマメ ツキヌキソウ
ツツザキヤマジノギク トキソウ トヨグチウラボシ ハナゼキショウ ハナノキ
ヒメカイウ ヒメシャガ ベニバナヤマシャクヤク ホソバノシバナ ミカワバイケイソウ
ミズチドリ モミラン ヤクシマヒメアリドオシラン ヤマシャクヤク ヤマタバコ
ヤマユリ ユウシュンラン ルリソウ

脊椎動物 (7種)

クビワコウモリ(ほ乳類) クマタカ(鳥類) ヤイロチョウ(鳥類) ライチョウ(鳥類)
アカイシサンショウウオ(両生類) ハクパサンショウウオ(両生類) シナイモツゴ(魚類)

無脊椎動物 (8種類)

オオイチモンジ オオルリシジミ クモツマキチョウ(南アルプス・八ヶ岳連峰亜種)
タカネキマダラセセリ(北アルプス亜種) タカネキマダラセセリ(南アルプス亜種)
ミヤマモンキチョウ(浅間連山亜種)

地域個体群指定

ヒメヒカゲ(岡谷市・塩尻市個体群) チャマダラセセリ(木曾町開田高原個体群)

うち 特別指定希少野生動植物 19 種類

捕獲等は原則として禁止されます。

また、譲渡しの事業を行う場合は、あらかじめ知事に届出が必要となるほか、開発行為に伴う特別指定希少野生動植物への影響を計画段階で回避することとなっています。

維管束植物 (14種)

アツモリソウ イワチドリ ウロコノキシノブ キンラン クマガイソウ
コマウスユキソウ シナノコザクラ タデスミレ ツクモグサ トガクシソウ
ヒメホテイラン ホテイアツモリ ホテイラン ヤシャイノデ

脊椎動物 (2種)

イヌワシ(鳥類) ブッポウソウ(鳥類)

無脊椎動物 (3種類)

タカネヒカゲ(八ヶ岳亜種) ミヤマシロチョウ フサヒゲルリカミキリ

(資料：自然保護課)

(5) 県内で確認されている特定外来生物・要注意外来生物一覧（一部）

(平成 23 年 11 月 1 日現在)

分類	種名	区分		影響の内容
		特定外来生物	要注意外来生物	
植物	オオブタクサ		○	生態系(競合・駆逐、環境攪乱)
	セイタカアワダチソウ		○	生態系(競合・駆逐、環境攪乱)
	ニセアカシア(ハリエンジュ)		○	生態系(競合・駆逐、環境攪乱)
	ハルジオン		○	生態系(競合・駆逐、環境攪乱)、農林水産業
	ヒメジョオン		○	生態系(競合・駆逐、環境攪乱)、農林水産業
	ブタクサ		○	生態系(競合・駆逐、環境攪乱)、農林水産業
	アレチウリ	○		生態系(競合・駆逐、環境攪乱)
	オオカワヂシャ	○		生態系(遺伝的攪乱)
	オオキンケイギク	○		生態系(競合・駆逐、環境攪乱)
	オオハンゴンソウ	○		生態系(競合・駆逐、環境攪乱)
	オオフサモ	○		生態系(競合・駆逐、環境攪乱)
	アゾラ・クリスタータ	○		生態系(競合・駆逐、遺伝的攪乱)
哺乳類	アメリカミンク	○		生態系(競合・駆逐、捕食)
	アライグマ	○		生態系(競合・駆逐、捕食)、農林水産業
鳥類	ジジュウカラガン大型亜種		○	生態系(遺伝的攪乱)
	コリンウズラ		○	生態系(捕食)
	ガビチョウ	○		生態系(競合・駆逐)
	カオグロガビチョウ	○		生態系(競合・駆逐)
	ソウシチョウ	○		生態系(競合・駆逐)
爬虫類	アカミミガメ		○	生態系(競合・駆逐、捕食)、人の生命・身体に係る被害
	カミツキガメ	○		生態系(競合・駆逐、捕食)
両生類	ウシガエル	○		生態系(競合・駆逐、捕食)
魚類	オオクチバス	○		生態系(競合・駆逐、捕食)、農林水産業
	カダヤシ	○		生態系(競合・駆逐)
	コクチバス	○		生態系(競合・駆逐、捕食)、農林水産業
	ブルーギル	○		生態系(競合・駆逐、捕食)、農林水産業
甲殻類	ウチダザリガニ	○		生態系(競合・駆逐、捕食)
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ	○		生態系(競合・駆逐、遺伝的攪乱)

(資料：自然保護課)

【影響の内容】

- 生態系(競合・駆逐)・・・同じ食物や生息・生育環境を持つ在来種と競合し、それを奪い、在来種を駆逐してしまうおそれがある。
- 生態系(捕食)・・・元々そこに生息・生育していた動植物を捕食する。
- 生態系(遺伝的攪乱)・・・近縁の在来種と交雑して雑種を作り、遺伝子汚染をもたらすおそれがある。在来種の遺伝的な独自性をなくし、遺伝的多様性を低下させてしまう。
- 農林水産業・・・農作物や木材などの質と量の低下をもたらしたり、漁業の対象となる生物を捕食するといった被害をもたらす。
- 人の生命・身体に係る被害・・・有毒の外来種にかまれたり、刺されたりする被害のおそれがある。さらに花粉症の原因となったり、人畜共通感染症などをもたらすおそれもある。

(参考：環境省ホームページ)

3. 長野県の実然環境

(1) 県内の自然公園状況

(平成 22 年 12 月 17 日現在)

公園別	名称	指定年月日	公園面積(ha)	
				長野県分面積
国立公園	中部山岳	S9.12.4	174,323	65,612
	上信越高原	S24.9.7	188,072	81,336
	秩父多摩甲斐	S25.7.10	126,259	9,716
	南アルプス	S39.6.1	35,752	14,079
			524,406	170,743
国定公園	八ヶ岳中信高原	S39.6.1	39,857	35,769
	天竜奥三河	S44.1.10	25,723	5,926
	妙義荒船佐久高原	S44.4.10	13,123	5,061
			78,703	46,756
県立自然公園	中央アルプス	S26.11.22	35,427	35,427
	御岳	S27.3.3	19,046	19,046
	三峰川水系	S33.5.1	526	526
	塩嶺王城	S39.6.25	1,340	1,340
	聖山高原	S40.7.8	2,150	2,150
	天竜小洪水系	S45.12.21	2,561	2,561
			61,050	61,050
計			664,159	278,549

国立公園 = 我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景

環境大臣指定 根拠法: 自然公園法

国定公園 = 国立公園の景観に準ずる傑出した自然の風景

環境大臣指定 根拠法: 自然公園法

県立公園 = 長野県の風景を代表する傑出した自然の風景

県知事指定 根拠法: 県立自然公園条例

(資料: 自然保護課)

(2) 県内の自然環境保全地域と郷土環境保全地域指定状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

	指定地域数	面積(ha)
自然環境保全地域	8	790.42
郷土環境保全地域	36	4,044.85

(資料: 自然保護課)

(3) 県内の保安林^{※58}・自然公園・保全地域などの面積とその割合 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

	面積 (ha)	割合 (%)
県全体	1,356,200	100.00
保安林	565,631	41.71
国立・国定・県立自然公園	278,549	20.54
自然環境保全地域	790	0.06
郷土環境保全地域	4,045	0.30
生物圏保存地域	13,000	0.96

(資料: UNESCO ホームページ、森林づくり推進課、自然保護課)

※ 用語集 105 頁 58) 参照

(4) 県内の自然公園利用者数

(単位:人)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
自然公園利用者数	39,032	37,570	37,957	36,794	35,427	35,458	
内 訳	国立公園 4 地域	22,907	22,515	22,636	22,513	21,891	22,117
	国立公園 3 地域	13,331	12,340	12,479	11,479	10,921	10,771
	県立自然公園 6 地域	2,794	2,715	2,842	2,802	2,615	2,570

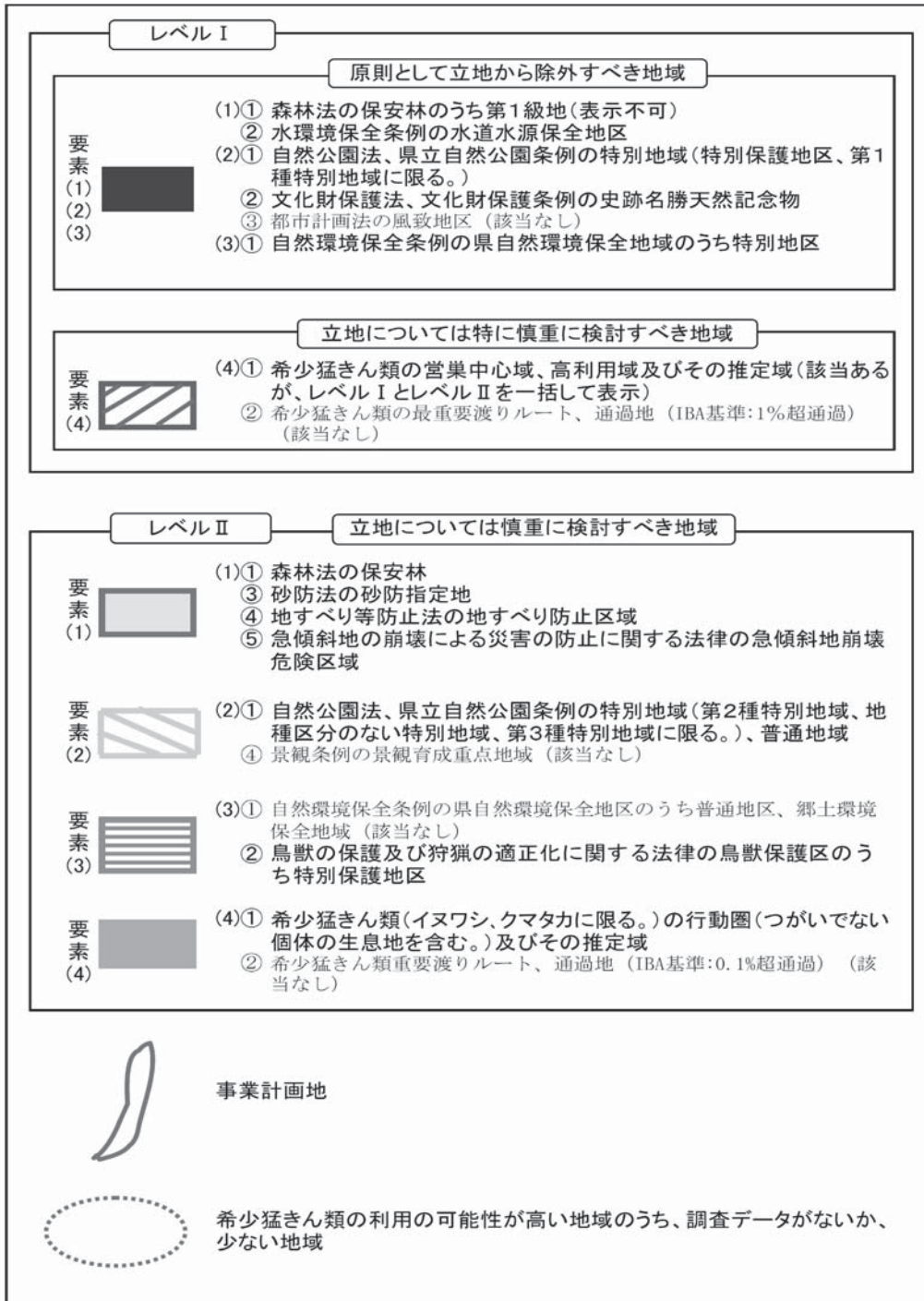
(資料:自然保護課)

- (5) 中・大型風力発電施設に関する影響想定地域マップ (例示 ^{にゅうかきやま} 入笠山周辺版(平成 18 年 10 月公表))
 掲載URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/tochi/furyoku/top.htm>



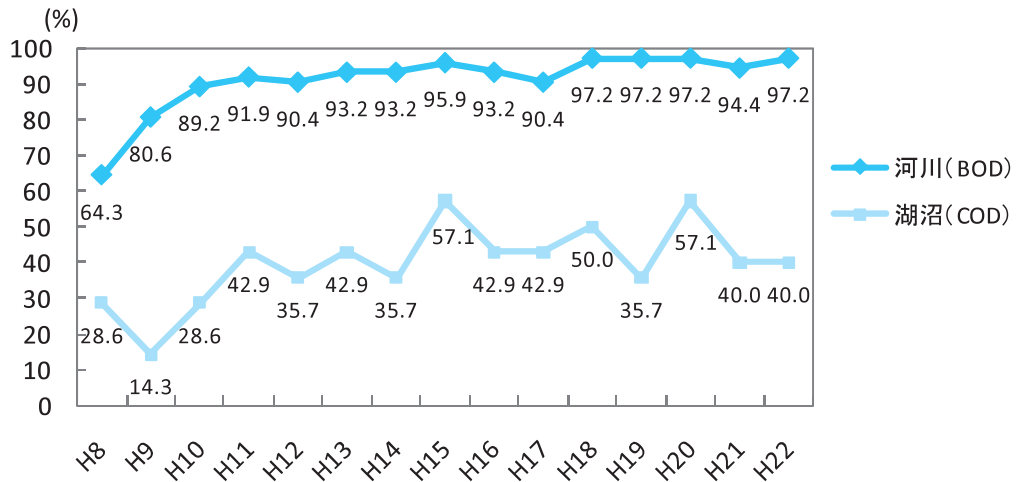
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25,000 (地図画像) を複製したものである (承認番号 平18総複 第507号)。」

○ 凡 例



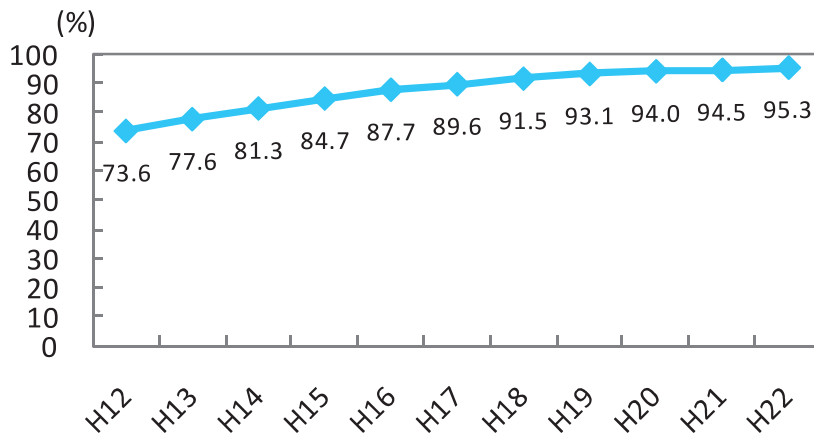
(資料：企画課土地対策室)

(6) 県内河川・湖沼の達成率の推移^{*1,3}



(資料：平成 22 年度 水質測定結果 水大気環境課)

(7) 汚水処理人口普及率の推移



(資料：生活排水課)

(8) 県環境影響評価指導要綱又は県環境影響評価条例に基づく手続実施状況

(平成22年3月31日現在)

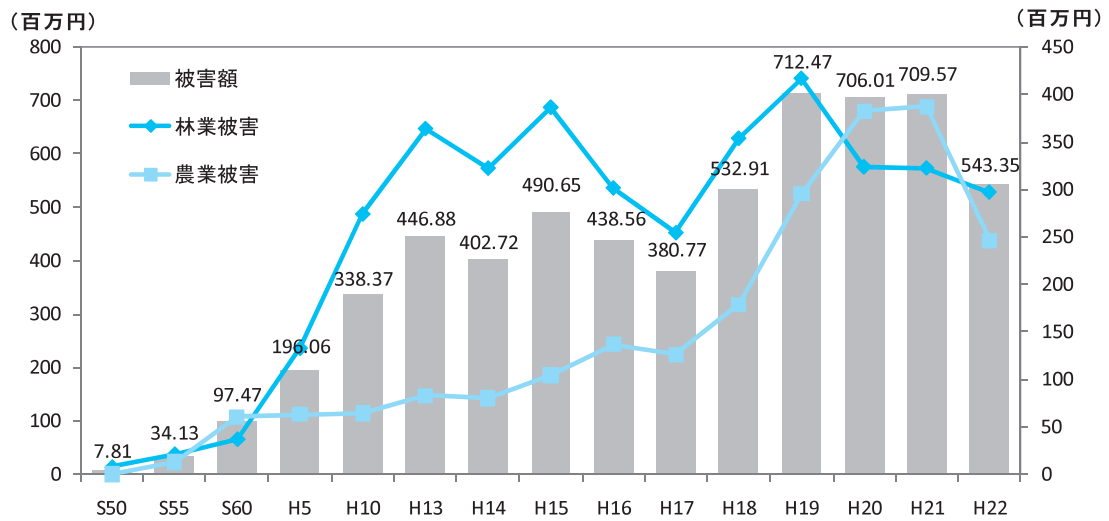
事業	状況	環境影響評価方法書 (件)	環境影響評価準備書 (件)	環境影響評価書 (件)	工事着手 (件)	完了 (件)	廃止 (件)	法対象に移行 (件)	県要領実施通知書 (件)	合計 (件)
道路				1	2			1		4
ダム								1		1
飛行場						1				1
風力発電所							1			1
ごみ処理施設		1				1				2
し尿処理施設						1				1
廃棄物最終処分場				1			2			3
ゴルフ場			2		1	19	16		4	42
スキー場						1				1
別荘団地					1		3		1	5
合計		1	2	2	4	23	22	2	5	61

(出典：平成 22 年版長野県環境白書)

※ 用語集 102 頁 1)、102 頁 3) 参照

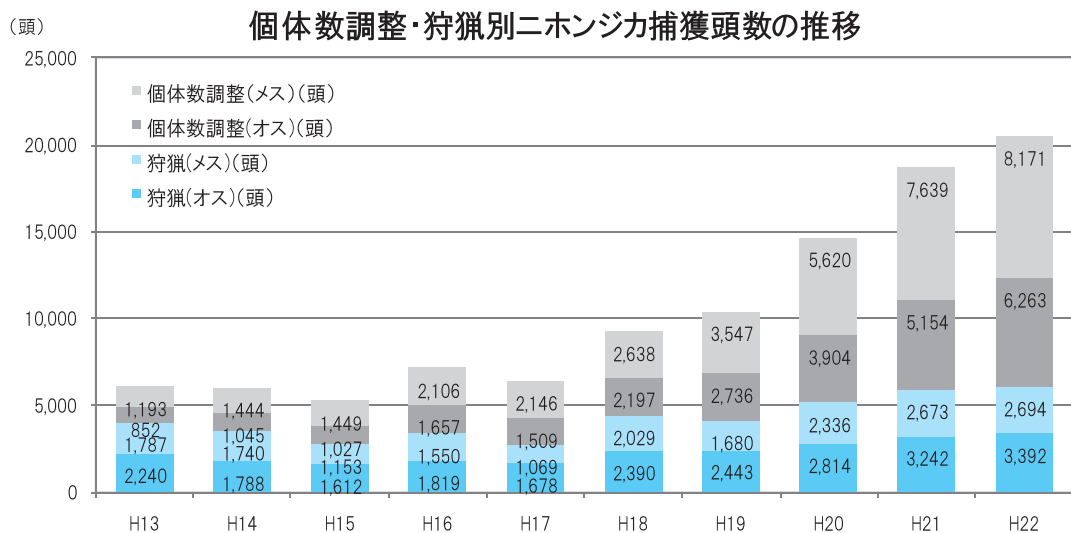
4 野生鳥獣保護管理

(1) ニホンジカによる農林業被害の推移



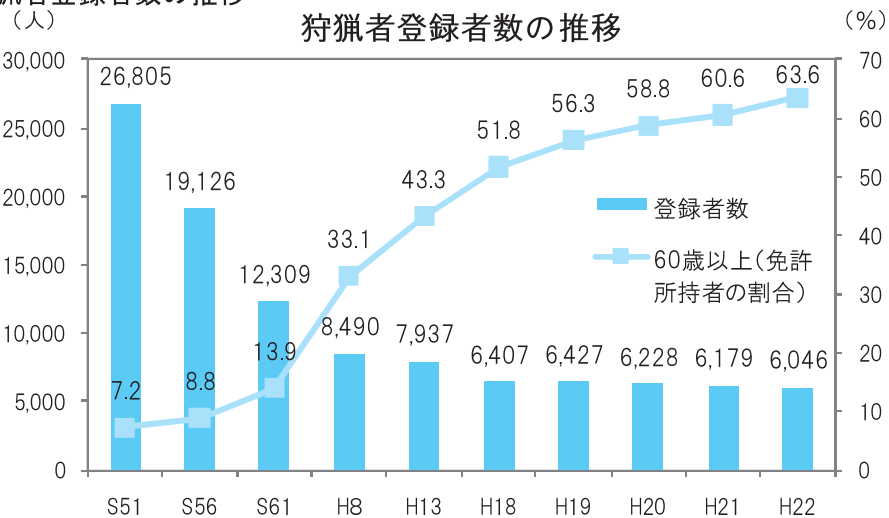
(資料：森林づくり推進課野生鳥獣対策室)

(2) 個体数調整・狩猟別ニホンジカ捕獲頭数の推移



(資料：森林づくり推進課野生鳥獣対策室)

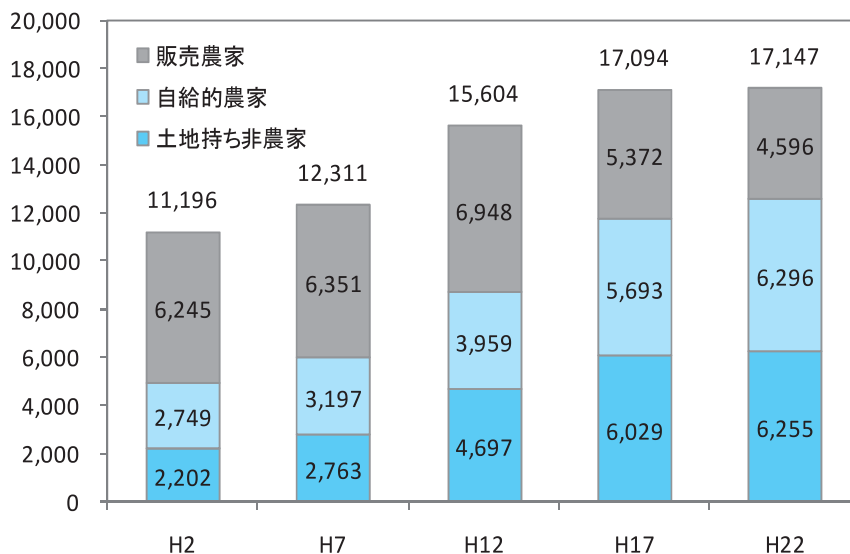
(3) 狩猟者登録者数の推移



(資料：森林づくり推進課野生鳥獣対策室)

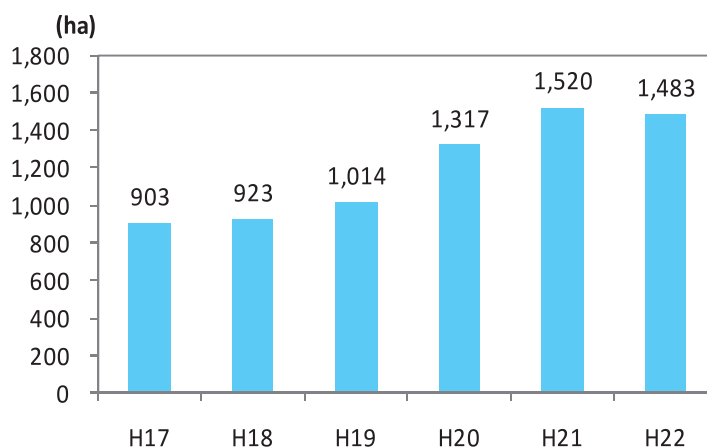
5 長野県の農業

(1) 販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の耕作放棄地面積の推移



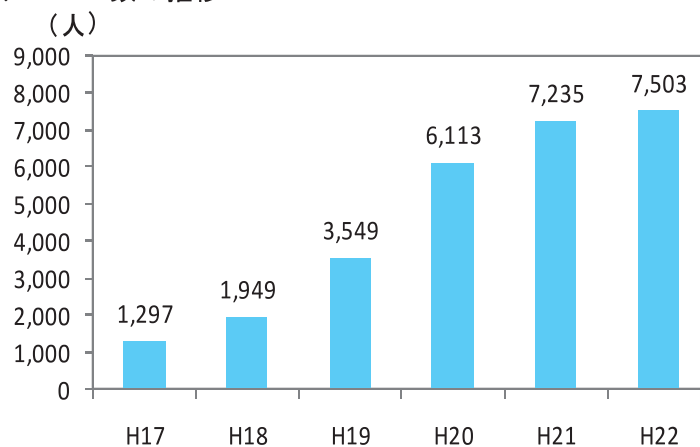
(資料：農林水産省 2010年世界農林業センサス)

(2) 環境にやさしい農産物等認証面積の推移



(資料：農業技術課)

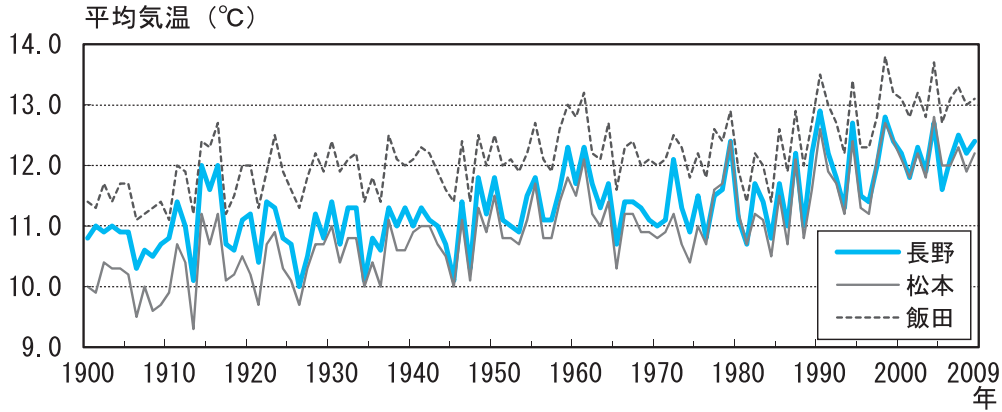
(3) エコファーマー数の推移



(資料：農業技術課)

6 温暖化の影響

(1) 長野市・松本市・飯田市における年平均気温の経年変化



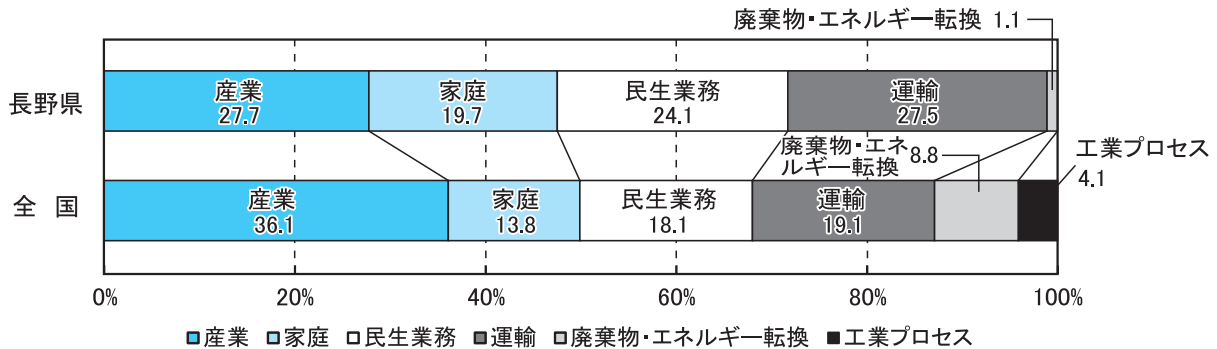
(長野地方気象台観測データ)

(2) 長野県の温室効果ガス排出量の推移

区 分	1990年度 基準年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	伸び率 (%)	
						基準年度比	前 年 比
長野県の総排出量(千 t)	15,311	15,717	16,699	17,322	17,259	+ 12.7	- 0.4
うちCO ₂ (千 t)	13,126	14,417	15,486	16,104	16,154	+ 23.1	+ 0.3
全国の総排出量(千 t)	1,261,000	1,355,000	1,358,000	1,342,000	1,374,000	+ 9.0	+ 2.4
うちCO ₂ (千 t)	1,144,000	1,283,000	1,287,000	1,270,000	1,304,000	+ 14.0	+ 2.6

(出典：平成 22 年版長野県環境白書)

(3) 二酸化炭素排出量の部門別構成比 (2007 年度)

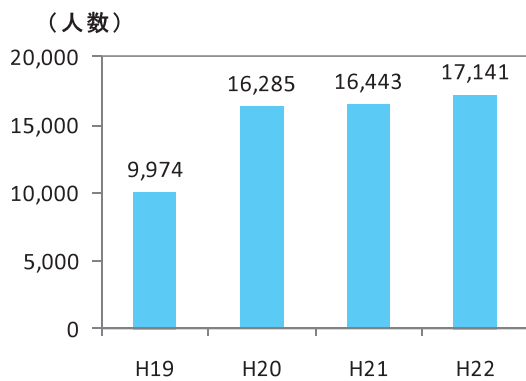


(出典：平成 22 年版長野県環境白書)

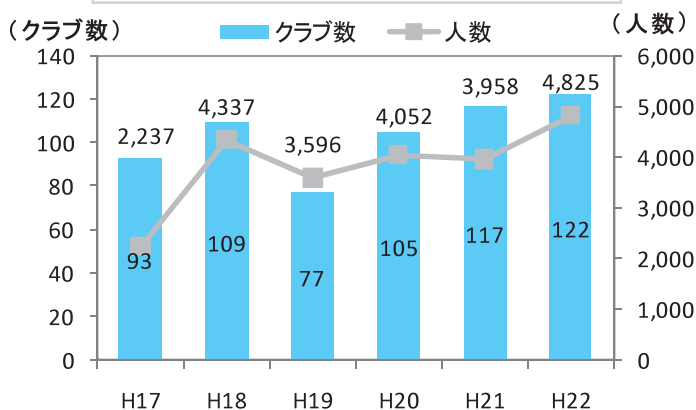
7 長野県の生物多様性に関する市民活動等

(1) 環境保全に関する参加状況

信州環境フェアの来場者数



県内子どもエコクラブ※25登録数の推移



(資料：上図 平成22年版長野県環境白書、下図 平成22年度主要施策成果説明書)

みどりの少年団登録状況

(平成23年4月1日現在)

	団体数	団人数
長野県	178	26,667
全国	763	331,775

(資料：森林づくり推進課)

(2) 各種指導員の人数

(平成21年度)

名称	人数
鳥獣保護員	120人
自然保護レンジャー	372人
自然公園指導員	148人
希少野生動植物保護監視員	122人

(出典：平成22年版長野県環境白書)

(3) 自然観察インストラクター派遣状況

	17年度			18年度			19年度			20年度			21年度			22年度		
	派遣(回)	派遣(人)	参加者(人)	派遣(回)	派遣(人)	参加者(人)	派遣(回)	派遣(人)	参加者(人)	派遣(回)	派遣(人)	参加者(人)	派遣(回)	派遣(人)	参加者(人)	派遣(回)	派遣(人)	参加者(人)
市町村等	33	50	1,778	0	0	0	1	1	19	2	2	55	3	3	69	4	4	109
学校	25	39	1,583	38	56	2,547	45	67	2,588	18	29	838	8	10	595	9	12	452
自然保護センター等	17	66	374	0	0	0	0	0	0	10	10	342	0	0	0	0	0	0
青少年の家	16	43	696	0	0	0	0	0	0	2	2	80	0	0	0	0	0	0
自然探勝会	4	9	309	4	11	323	3	12	297	4	10	349	4	7	389	4	11	402
計	95	207	4,740	42	67	2,870	49	80	2,904	36	53	1,664	15	20	1,053	17	27	963

(県から派遣した場合のみ集計、個人的な依頼の件数は含まず)

(資料：自然保護課)

※ 用語集 103頁25) 参照

(4) 長野県内の博物展示施設（ビクターセンター）

施設名	上高地ビクターセンター（国有）	志賀高原自然保護センター（県有）	霧ヶ峰自然保護センター（県有）	乗鞍自然保護センター（県有）	美ヶ原自然保護センター（県有）
公園名	中部山岳国立公園	上信越高原国立公園	八ヶ岳中信高原国立公園	中部山岳国立公園	八ヶ岳中信高原国立公園
所在地	上高地	志賀高原	霧ヶ峰	乗鞍高原	美ヶ原
面積	921.80㎡	926.50㎡	575.00㎡	835.00㎡	629.36㎡
竣工	平成13年8月	平成9年6月	昭和48年8月	昭和54年11月	平成5年3月
展示内容	中部山岳国立公園を代表する上高地の歴史や動植物についてパネル等を使い展示	変化に富む志賀高原の自然について紹介	霧ヶ峰の特徴である高層湿原の植生を中心に展示	動植物、地理、地質、生活、文化などのコーナーを設け、乗鞍高原の姿を紹介	大規模な草原である美ヶ原台上の植生やシカの食害状況などを紹介
平成21年度利用者数	131,236人	48,059人	22,905人	5,969人	20,207人

（出典：平成22年版長野県環境白書）

(5) 認定された県内の「森林セラピー基地」・「セラピーロード」

認定時期	市町村名（地区名）	区分	セールスポイント
第一期 (H18)	南箕輪村（大芝高原）	ロード	隣接する大芝公園には各種スポーツ施設、オートキャンプ場、日帰り温泉など施設が充実
	信濃町（黒姫高原他）	基地	町独自の森林療法やメディカルトレーナーの指導で癒し効果もアップ
	飯山市（斑尾・小菅他）	基地	参加者自らウェブシステムを使ってつくる、温泉浴や郷土食等と組合せたセラピープラン
	上松町（赤沢）	基地	樹齢300年を越えるヒノキ天然林や木曽病院と連携して開設するセラピードック
	佐久市（平尾・春日）	基地	佐久平を一望する眺望や風の音しか聞こえない森の静寂が楽しめる
第二期 (H19)	小谷村（村内一円）	基地	柵池自然園、塩の道、池や山岳を巡るトレッキングコースなど楽しみ方は多彩
	木島平村（カヤの平）	基地	樹齢300年を越えるブナの天然林や高山植物が咲き乱れる高層湿原を巡る遊歩道が魅力
第三期 (H20)	山ノ内町（志賀高原）	基地	うるわしの森は暖かな木洩れ陽、小鳥のさえずり、森の香り溢れる原生林、湿原・湖など北欧を思わせる自然風景のクアな森
第四期 (H21)	阿智村（智里）	ロード	春は水芭蕉、夏は高原、秋は紅葉、冬はスキーと四季を通じて魅力あふれるエリア

（出典：平成22年版長野県環境白書）

(6) 施設の活用

施設の概要（鳥川溪谷緑地）

所在地	安曇野市穂高・堀金鳥川地区
区域面積	約49.7ha（供用面積）
内容	<ul style="list-style-type: none"> 水辺エリア 環境管理事務所を拠点とした環境学習、交流の場（自然観察園路、溪流広場、ピオトープ） 森林エリア 市民参加による里山の再生・活用（自然観察園路）

施設の概要（戸隠森林植物園森林学習館）

所在地	戸隠森林植物園内
区域面積	木造平屋造（大断面集成材構造）1棟652㎡
内容	<ul style="list-style-type: none"> 体験ジオラマ ・戸隠の森林探検 マルチビジョンシアター 情報サロン戸隠の自然 森の図書室 他

（出典：平成22年版長野県環境白書）

施設の概要（体験学習の森）

所在地	塩尻市大字広丘5792番地ほか
区域面積	191,306㎡
内容	<ul style="list-style-type: none"> 学習林及び実習林 林業総合センター及び総合教育センター受講者の学習の場（管理車道） 森林整備体験 児童・生徒や教師をはじめ、多くの県民が林業体験などを通じ、森林の重要性を学習する場（炭窯・遊歩道・トイレ） ふれあいの森 一般県民が森林に親しめる多様な樹木などが植栽された快適な憩いの場（あずまや・遊歩道）

環境学習の森の整備状況

事業主体及び実施年度	松本市（旧四賀村） H12～H14 千曲市（旧更埴市） H12～H14 泰阜村 H13～H15 飯田市（旧南信濃村）、根羽村 H14～H16 伊那市 H15～H18 NPO法人グリーンウッド 自然体験教育センター H16～H18
事業内容	森林整備、森林学習歩道設置、体験用炭窯整備、森林環境教育プログラム作成、セミナー開催等

(7) 平成 21 年度の環境技術者研修

コース名	日数	定員
工場設備等における省エネルギー技術	2	10
化学物質管理支援	2	15
廃棄物の減量化・リサイクル	3	15
企業経営のグリーン化	2	15
省エネ・*新エネルギー基礎	2	20

(出典：平成 22 年版長野県環境白書)

(8) 平成 21 年度の環境月間（6 月）の主な行事^{※35}

(平成21年度)

行事の名称	実施主体
「*環境の日」「環境月間」広報活動	県、市町村、信州豊かな環境づくり県民会議
環境保全に関するポスター・標語作品の募集	県、信州豊かな環境づくり県民会議
減CO ₂ （げんこつ）アクションキャンペーン	県、長野県地球温暖化防止活動推進センター、信州豊かな環境づくり県民会議
CO ₂ 削減／ライトダウンキャンペーン	県、信州豊かな環境づくり県民会議
自然保護レンジャー研修会	県
自然観察会	県
自然観察インストラクター研修会	県
アイドリングストップ運動の推進	県、市町村
*信州省エネパトロール隊省エネ診断実施	県
サマーエコスタイルキャンペーン	県、信州豊かな環境づくり県民会議
「ごみ減量・リサイクル推進週間」の実施	県、市町村、関係団体
「レジ袋削減県民スクラム運動」推進強化月間	県、市町村、関係団体
不法投棄防止パトロール	県、市町村、関係団体
ふるさと森づくり県民の集い	国、県、(財)長野県緑の基金、市町村

(出典：平成 22 年版長野県環境白書)

※ 用語集 103 頁 35) 参照

用語集

1) BOD

Biochemical Oxygen Demand の略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。生物化学的酸素要求量。

2) BR

Biosphere Reserves の略。→エコパーク 参照

3) COD

Chemical Oxygen Demand の略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。化学的酸素要求量。

4) CSR

Corporate Social Responsibility の略。日本語では一般的に「企業の社会的責任」といわれる。企業が、製品やサービスを提供すること、雇用の創出をすること、税金を納付して金銭的に貢献すること、植林などの自然保護メセナ活動を通じた文化・芸術の提供をすることなどさまざまな形で貢献を通して社会的貢献をすること。

5) IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)の略称。地球温暖化について議論を行う場として、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により 1988 (S63)年 11 月に設置されたもの。(1) 気候システム及び気候変化の自然科学的根拠、(2) 気候変化に対する社会経済及び自然システムの脆弱性、気候変化がもたらす好影響・悪影響、並びに気候変化への適応のオプションについての評価、(3) 温室効果ガスの排出削減など気候変化の緩和のオプションについての評価、に関する課題について検討している。

6) IPM

Integrated Pest Management の略。従来のように、農薬により病害虫を完全に撲滅したり、漫然と薬剤を定期散布したりするのではなく、農地を取り巻く環境状況と対象種の個体群動態を考慮しつつ、生物的防除、化学的防除、耕種的防除、物理的防除等を矛盾無く組み合わせることで、病害虫の密度を経済被害が生じるレベル以下に抑えようとする手法。

7) MAB

Man and Biosphere の略。ユネスコが 1970 年に始めた、「人-Man」が営むあらゆる活動と「環境-Biosphere」との相互関係を理解し、資源の持続可能な利用と環境保全を促進することを目的とした国際協力プログラム。

8) SATOYAMA イニシアティブ

失われつつある二次的自然環境を改めて見直し、持続可能な形で保全・利用していくためにはどうすべきかを考え、行動しようという取組。自然のプロセスに沿った社会経済活動(農林水産業を含む)の維持発展を通じた「自然共生社会」の実現を長期的な目標とする。

【ア行】

9) エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

10) エコパーク

BR (Biosphere Reserves) 生物圏保存地域。ユネスコによる MAB 計画の活動の一つとして、自然保護と持続可能な利用を考へて、自然と人間との相互関係の構築を目指した認定された地域のこと。107 カ国の 553 地域が認定されている (2009 年 5 月現在)。国内では 4 箇所が指定されており、県内では志賀高原が指定されている。

11) エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入(土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術)を一体的に実践する「導入計画」を策定し、都道府県知事に認定された農業者のこと。

12) オーバーユース

自然環境問題で用いる際には、山岳環境や自然公園などにおいて、利用者が集中することによりさまざまな悪影響が発生することを指す。踏みつけによる高山植物への影響や土壌浸食、さらにし尿処理やゴミ投棄などの問題が挙げられる。

13) 温室効果ガス

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。これらのガスは大気中に放出されると、太陽からの熱を地球に封じ込め地表を温める働き(温室効果)がある。

【カ行】

14) 外来種(外来生物)

国外や国内の他地域からある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。このような外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものがあるが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に「侵略的な外来種」といわれる。

15) 攪乱(かくらん)

水や風による作用、斜面の崩壊や自然火災などにより、生物の生息・生育空間が乱されることを指す。豊かな生物多様性を生み出す要因の 1 つと考えられている。

16) 環境影響評価(環境アセスメント)

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境の保全について適正な配慮を行おうとすること。

17) 環境基準

大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。

18) 環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」で、中央環境審議会の審議を得て閣議決定された。長野県においては、長野県環境基本条例第 8 条に基づき 1997 (H9) 年 2 月に策定し、2009 (H21) 年 2 月に第 1 次改定を行った。

19) 環境にやさしい農産物等認証制度

→信州の環境にやさしい農産物等認証制度を参照

20) 環境認証制度

製品やサービスが環境に適切に配慮してつくられたことを統一された認証マークで表示し、それによって消費者や企業の環境への配慮を促す仕組み。

21) 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業。

22) 希少種

一般的には、生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない種をさす。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種（捕獲・殺傷等禁止）、国際希少野生動植物種(国際取引の規制) その他、分布の局限される固有種などを指して使われる。

23) グリーン・ツーリズム

都市住民などが、緑豊かな農山村地域においてその自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型や訪問型の余暇活動。

24) 耕作放棄地（遊休農地）

過去1年以上作物が作付けされず、今後も作付けする意向のない農地のこと。県内では、農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などにより、増加している。耕作放棄地では、雑草や材木の繁茂や病害虫発生の温床となるばかりでなく、景観への悪影響や保水力の低下などの農地のもつさまざまな機能が失われる。

25) こどもエコクラブ

子ども達が地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ。

26) 固有（亜）種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種。この場合、「特定の地域」には、国レベル、都道府県レベル、地域レベルなどさまざまな捉え方がある。

【サ行】

27) 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど、通常はエネルギー源の枯渇の心配のないエネルギーのこと。

28) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。平成12年に循環型社会形成推進基本法において導入され、(1)リデュース (2)リユース (3)リサイクル (4)熱回収（サーマルリサイクル）(5)適正処分の優先順位で廃棄物処理及びリサイクルが行われるべきであると定めている。

29) 自然観察インストラクター

自然環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民が自然に親しみ、学習する機会を充実するために県に登録されているボランティアで、鳥類、ほ乳類、昆虫、魚類、天文、地形・地質、その他の分野の自然に関する知識を有し、自然解説を行う。

30) 自然保護センター

地域の自然等をパネル・模型等で分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護思想の普及を図るなど、地域の環境教育の拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として自然公園内に設置された施設。

31) 自然保護レンジャー

県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア。

32) 持続可能な利用

1992（H4）年の地球サミットにおける「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」の基本概念であり、それ以降、環境問題を考える上で最も重要な概念の1つとなっている。将来世代のニーズを満たす可能性を損なうことなく現世代のニーズにこたえられるように資源を利用していくということ。

33) 照葉樹林

シイ、カシ、タブなどの常緑の広葉樹が優占する森林。

34) 植生遷移

植物群落が時間とともに変化していく現象。陸上の場合には、植生の遷移にともない、土壌も変化する。植生は有機物を土壌に供給する一方で、水分・養分の供給を土壌に依存するため、両者の変化はたがいに影響を受けながら進行する。

35) 信州省エネパトロール隊

県内企業のエネルギー管理士等の国家資格を有するメンバーで構成され、中小企業等の省エネルギー診断や指導をボランティアで実施している。

36) 信州の環境にやさしい農産物等認証制度

環境と調和し自然と共生する持続性の高い農業を一層推進するため、平成21年産農産物から、長野県で取組んでいる制度。地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上（平成23年産までは30%以上）削減して生産する農産物を認証し、認証された農産物には、県の認証番号が入った認証票（シンボルマーク）を付けることができる。

37) 森林セラピー

森林の癒し機能を活用してストレスの解消や健康増進等の活動を展開するための場所を「森林セラピー基地」、散策路を「セラピーロード」として、全国で44箇所が認定されている（2011年11月現在）。このうち、長野県内では9箇所が認定されている。森林を活用した農林業・観光・医療の各分野が連携した取り組みである「森林セラピー」は、新たな地域活性化策として期待が寄せられており、県ではこうした森林セラピーの取組を支援している。

38) 森林づくり県民税

森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくために、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていくための新たな仕組みとして、県民税均等割の超過課税方式により平成20年4月1日から導入された。間伐等の森林づくりを集中的に実施している。

39) 生態系ネットワーク

エコロジカル・ネットワークともいう。保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、野生生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保の他、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。

40) 生物季節観測

生物の動向で季節の移り変わりを調べる観測方法で、植物の発芽・開花・紅（黄）葉などの観測を行う「植物季節観測」と動物の初見・初鳴などの観測を行う「動物季節観測」があり、季節の遅れ進みや気候の違いなど、総合的な気象状況の推移を知ることが目的としています。

41) 生物多様性国家戦略

生物多様性条約第6条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と国のとるべき施策の方向を定めたもの。日本政府は平成7年10月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定した。その後、毎年実施状況を点検しており、平成14年3月には「生物多様性国家戦略」の包括的な見直しを踏まえ、「新・生物多様性国家戦略」が関係閣僚会議において決定された。平成19年11月には「第3次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

42) せせらぎサイエンス（水生生物調査）

身近な川の流れやその様子、水質の状況、水辺の生き物など、水辺環境の状態について観察・調査を行う活動。

43) 雑木林

かつては、用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里山の中心的存在。

【夕行】

44) 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理（調査、計画、設計、施工、維持管理等）のこと。

45) 地域個体群

ある地域に生息・生育する同種の生物個体の集まり。ほかの個体群と地理的に隔離されたものの中には、遺伝的に分化した他に見られない種もあることから、生物多様性を保全していくためには、単に個体を保護するのではなく、その種の特性に応じて個体数や環境を確保するなど、個体群の維持に配慮する必要がある。

46) 地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。地球の歴史上では、気候が温暖になったり寒冷になったりということが幾度となく繰り返されている。しかし近年の地球規模で見られる温暖化は、こうした大きな気候変動や火山の噴火や太陽活動の変化によるものではなく、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇したためと考えられており、生態系やそこに生息・生育する生き物への影響が問題視されている。

47) 地産地消

地域で得られる農作物や水産物をその地で消費すること。地域の消費者ニーズに応じた農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつけ、地域の農業と関連産業の活性化を図る取組。長野県では『地産地消「信州を食べよう」キャンペーン』を行い、地産地消を推進している。

48) 中・大型哺乳類

本戦略では、サル、クマ、シカ、イノシシなど比較的大きな陸生の哺乳類を指す。

49) 中山間地域

農林水産省の農林統計上では、平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い市町村（中間農業地域）と林野率が80%以上、耕地率が10%未満の市町村（山間農業地域）を合わせた地域を指す。地理的・地形的条件が悪く、急傾斜の耕地が多く、林野率が高いなど経済的には農林業を基幹としている地域。食料生産とともに国土の保全、良好な景観形成などの多面的機能を担っている。しかし、平地に比べ自然条件や生活条件などが厳しいことから、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによりその役割が低下するおそれがある。

50) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域。野生鳥獣の保護・管理を目的に、生息地を含む区域を保護区として設定する制度の1つ。

51) 天然林

自然状態が多く残された森林を天然林、そのうち特に、ほとんど人為の影響が認められない森林を原生林（原始林）と呼んでおり、これらは、森林生態系における生物多様性保全の核と考えられている。他方、山火跡地や風倒跡地などの空き地に一斉に侵入定着して成立した陽樹優占林や、定期的に伐採が繰り返される中優占してきた森林など、原生林・自然林と比較して野生植物種が少ない、植生遷移の途上にあるものと考えられ、二次林として区分される。

52) 特定鳥獣保護管理計画

著しく数が減少して、絶滅のおそれのある鳥獣、または増えすぎたために農林水産業被害や生態系かきらんの攪乱、生息環境の悪化を招いている鳥獣について、科学的知見に基づき計画的な対策を実施するために、都道府県が法律に基づいて策定する計画。

【ナ行】

53) 二次林

自然・人為のいかに問わず、何らかの原因により植生が強くなるいは頻繁に攪乱かきらんされた後に成立した二次遷移の途中にある森林。二次遷移とは、溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程とは異なり、土壌さえ残存していれば初めからカンパ類やマツ類などの陽樹が成長し、長い年月をかけて、やがて陰樹に置き換わり安定した森林（極相）となること。

【ハ行】

54) 半自然草原

放牧・採草・火入れなど人為的に維持・管理されている草原。

55) 氾濫原

過去の洪水時に川の氾濫による浸水を繰り返してきた場所で、川に隣接する平坦で低い土地。堤防の設置等により、現在では氾濫しにくくなった土地も含まれる。

56) ビオトープ

開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指していることが多いが、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間として、本来の自然の生息地も含めビオトープと定義し、その整備を推進する。

57) フェアトレード

開発途上国の生産者や労働者が経済的にも社会的にも弱い立場に置かれている場合が多い現状から、彼らに対してより良い貿易条件を提供し、かつ権利を守ることによって持続可能な発展に貢献しようとする取組。

58) 保安林

水源のかん養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務）が課せられている特定の森林。

【マ行】

59) みどりの少年団

次代を担う少年少女がみどりに関する様々な取組を通じ、みどりに対する理解を深め、様々な活動を実践できる人となるよう育成するための組織で主に小中学生で構成されている。

60) モニタリング

一般的に日常的・継続的な点検のことをいう。蓄積された情報から、生物種の増減をはじめとするさまざまな自然環境の変化の兆候を早期に把握し、生物多様性の保全のための対策をとることができる。

【ヤ行】

61) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業形態。

【ラ行】

62) 林床

森林の地表面。光が林冠により遮られるため、耐陰性の強い植物や菌類などが生育。

63) レッドデータブック

スイスに本部を置く国際自然保護連盟（IUCN）が、1996（H8）年、野生生物を絶滅の危険性の程度によってランク分けして発行した刊行物。表紙に危険信号を意味する赤色を使用したのが名称の由来。県においては2002（H14）年3月に維管束植物編を、2004（H16）年3月に動物編を、2005（H17）年3月に非維管束植物編・植物群落編を作成した。

64) レッドリスト

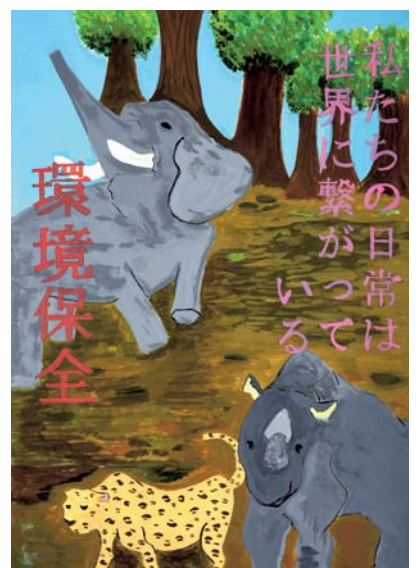
絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。特定の地域に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

資料提供（50音順）

UNESCO、WWF ジャパン、コンサベーション・インターナショナル、環境省、農林水産省、林野庁、国立科学博物館、長野県地方気象台、長野県環境保全研究所

写真提供（50音順）

浅間山系ミヤマシロチョウの会、植松永至氏、清水敏道氏、クビワコウモリを守る会、環境省、長野県観光協会、長野県水産試験場、長野県環境保全研究所



【H23年度 環境保全・省エネルギーに関するポスター】



生物多様性ながの県戦略
(平成 24 年 2 月策定)

発行:長野県環境部自然保護課
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2
電 話: 026-235-7178
F A X: 026-235-7498

メール: shizenhogo@pref.nagano.lg.jp
URL: <http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyohogo/kashokai.htm>